

山梨県公報

第七百二十六号

平成十八年

十二月二十八日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定……………九二二

道路の区域変更(二件)……………九二二

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正…九二二

建築基準法に基づく道路位置指定……………九二二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………九二二

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………九二二

公聴会の実施……………九二六

建設業の許可の取消し……………九二七

告示

山梨県告示第六百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

甲府市竹日向町字中峠六五四から六五六まで、六六〇、字突崩沢一〇九四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中峠六五五、六五六、六五四・六六〇・字突崩沢一〇九四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字中ノ倉字午房畑二四六四番の二地先から 南巨摩郡身延町大字中ノ倉字小淵二四四九番の一地先まで	八・八	八・八	四九・八	二三・〇
	六八・五			

山梨県告示第六百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上黒駒石和線
三 道路の区域

区 間	旧 新		延 長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
笛吹市大字御坂町上黒駒字松ノ木田三二三番の二地先から 笛吹市大字御坂町上黒駒字松ノ木田三二三番の二地先まで	四・五	四・八	四三・九
	四・五	四・八	四三・九
	四・九	七・六	五九・六

山梨県告示第六百二十六号

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定（平成四年山梨県告示第百十五号の二）の一部を次のように改正し、平成十九年二月一日から適用する。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一の(三)に次のように加える。

- 14 高速自動車国道中部横断自動車道のうち南巨摩郡増穂町大柵字下川原七七八番から南アルプス市十五所字村前東二七六番三までの区間の用地及びその用地の両側五百メートル以内の地域

山梨県告示第六百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

南アルプス市六科字村北六三番一、六三番七、六三番九、六五番一、六三番八

二 道路の幅員

最大一〇・二三メートル 最小六・〇〇メートル

三 道路の延長
八八・〇五メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年十二月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 東京都サッカー審判協会
- 2 代表者の氏名 長坂幸夫
- 3 主たる事務所の所在地 上野原市上野原二千三百六十八番地一
- 4 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、サッカーの審判やルール及びその他サッカーに関わる啓発的書籍等の発行及び普及、相談に関する事業や講演会の開催、講師派遣事業、また、講習会開催事業等を行い、正しいサッカーの普及・啓発を図り、サッカー人口を広げ、スポーツを通して豊かな人間性、健康で暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十二月十九日から平成十九年二月十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年十二月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人NAP
 - 2 代表者の氏名 佐久間寿夫
 - 3 主たる事務所の所在地 北杜市高根町清里三千五百四十五番地七百四十四
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、八ヶ岳南麓地域を中心に、地域住民はもとより訪れる人々に対して、日本一の朝を迎えることができる八ヶ岳南麓地域を舞台とした、地域の活性化につながる各事業を行うことにより、八ヶ岳南麓の良さをPRし、この地域に親しみや愛着をより多くの人々に持つてもらうことにより、八ヶ岳南麓地域の活性化、まちづくりの推進と環境の保全に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年十二月十四日から平成十九年二月十三日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
なかざわ耳鼻 咽喉科クリニ ック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二三五	訪問看護（みな し）	平成十八年十月 一日
なかざわ耳鼻 咽喉科クリニ ック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二三五	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十八年十月 一日
なかざわ耳鼻 咽喉科クリニ ック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二三五	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年十月 一日

なかざわ耳鼻 咽喉科クリニ ック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二三五	介護予防訪問看 護（みなし）	平成十八年十月 一日
なかざわ耳鼻 咽喉科クリニ ック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二三五	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成十八年十月 一日
医療法人社団 薬袋レディー スクリニック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二四三	訪問看護（みな し）	平成十八年十月 一日
医療法人社団 薬袋レディー スクリニック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二四三	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十八年十月 一日
医療法人社団 薬袋レディー スクリニック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二四三	居宅療養管理指 導（みなし）	平成十八年十月 一日
医療法人社団 薬袋レディー スクリニック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二四三	介護予防居宅療 養管理指導（み なし）	平成十八年十月 一日
医療法人社団 薬袋レディー スクリニック	甲府市飯田二 丁目三番九号	一九一〇一一五 二四三	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン（みなし）	平成十八年十月 一日
六山診療所	韮崎市六山町 四二七三番地 二	一九一〇九〇〇 六六九	訪問看護（みな し）	平成十八年十月 一日

問看護事業所	町一五四四番地一	〇四四	護	一日
アサヒサンクリーン株式会社 山梨営業所	甲府市上石田二丁目三番三八号	一九七〇二〇〇 七六一	介護予防訪問入浴介護	平成十八年十月一日
デイサービス あいおい	甲府市相生一丁目七番一五号	一九七〇二〇二 〇四〇	介護予防通所介護	平成十八年十月一日
サンクール城東介護施設	甲府市城東四丁目一三番一五号	一九七〇二〇二 二六三	通所リハビリテーション	平成十八年十月一日
サンクール城東介護施設	甲府市城東四丁目一三番一五号	一九七〇二〇二 二六三	介護予防通所リハビリテーション	平成十八年十月一日
市川三郷町社会福祉協議会 訪問介護事業所	西八代郡市川三郷町市川大門四一六番地	一九七〇六〇〇 二八二	介護予防訪問介護	平成十八年十月一日
峡南広域行政組合 慈生園	南巨摩郡南部町中野二八四七番地	一九七〇七〇〇 〇七四	訪問介護	平成十八年十月一日
峡南広域行政組合 慈生園	南巨摩郡南部町中野二八四七番地	一九七〇七〇〇 〇七四	居宅介護支援	平成十八年十月一日
峡南会指定訪問介護事業所	南巨摩郡躰沢町一五四四番地一	一九七〇七〇〇 七四四	介護予防訪問介護	平成十八年十月一日
指定居宅介護	南巨摩郡躰沢	一九七〇七〇〇	居宅介護支援	平成十八年十月一日

支援事業所たけうま	町六六五番地	七九三		一日
特別養護老人ホーム穴山の杜	韮崎市穴山町五三九〇番地	一九七〇九〇〇 二〇三	短期入所生活介護	平成十八年十月一日
特別養護老人ホーム穴山の杜	韮崎市穴山町五三九〇番地	一九七〇九〇〇 二〇三	介護老人福祉施設	平成十八年十月一日
短期入所生活介護事業所モリの郷	都留市与縄字高卸七一六番地一	一九七二一〇〇 二二五	短期入所生活介護	平成十八年十月一日
介護予防短期入所生活介護事業所モリの郷	都留市与縄字高卸七一六番地一	一九七二一〇〇 二二三	介護予防短期入所生活介護	平成十八年十月一日
デイサービス 栗	笛吹市御坂町夏目原七五〇番地一	一九七二八〇〇 三一一	通所介護	平成十八年十月一日
デイサービス 栗	笛吹市御坂町夏目原七五〇番地一	一九七二八〇〇 三一一	介護予防通所介護	平成十八年十月一日
リハセンター きらり	笛吹市春日居町小松八五五番地	一九七二八〇〇 三四五	訪問リハビリテーション	平成十八年十月一日
リハセンター きらり	笛吹市春日居町小松八五五番地	一九七二八〇〇 三四五	介護予防訪問リハビリテーション	平成十八年十月一日
アーク調剤薬	笛吹市一宮町	一九四二八一〇	居宅療養管理指	平成十八年十月一日

局一宮店	本都塚一四八番地五	二四二	導(みなし)	二日
アーク調剤薬局一宮店	笛吹市一宮町本都塚一四八番地五	一九四二八二〇二四二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年十月二日
心療内科たけうちクリニツク	甲府市国母七丁目五番一七号サンライン甲府ビル2A	一九一〇二〇五二六九	訪問看護(みなし)	平成十八年十月十六日
心療内科たけうちクリニツク	甲府市国母七丁目五番一七号サンライン甲府ビル2A	一九一〇二〇五二六九	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年十月十六日
心療内科たけうちクリニツク	甲府市国母七丁目五番一七号サンライン甲府ビル2A	一九一〇二〇五二六九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年十月十六日
心療内科たけうちクリニツク	甲府市国母七丁目五番一七号サンライン甲府ビル2A	一九一〇二〇五二六九	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年十月十六日
心療内科たけうちクリニツク	甲府市国母七丁目五番一七号サンライン甲府ビル2A	一九一〇二〇五二六九	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年十月十六日
心療内科たけうちクリニツク	甲府市国母七丁目五番一七号サンライン甲府ビル2A	一九一〇二〇五二六九	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年十月十六日

望月内科クリニツク	笛吹市御坂町井之上八一九番地一	一九二一八〇〇四一三	訪問看護(みなし)	平成十八年十月十六日
望月内科クリニツク	笛吹市御坂町井之上八一九番地一	一九二一八〇〇四一三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年十月十六日
望月内科クリニツク	笛吹市御坂町井之上八一九番地一	一九二一八〇〇四一三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年十月十六日
望月内科クリニツク	笛吹市御坂町井之上八一九番地一	一九二一八〇〇四一三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年十月十六日
望月内科クリニツク	笛吹市御坂町井之上八一九番地一	一九二一八〇〇四一三	介護予防訪問看護(みなし)	平成十八年十月十六日
望月内科クリニツク	笛吹市御坂町井之上八一九番地一	一九二一八〇〇四一三	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年十月十六日
有限会社みやび	笛吹市御坂町井之上八一九番地六	一九四二八二〇二五九	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年十月十六日
有限会社みやび	笛吹市御坂町井之上八一九番地六	一九四二八二〇二五九	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年十月十六日

● 公聴会の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七條第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開催日時

平成十九年一月十八日(木)午後一時三十分

二 開催場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

三 聴こうとする案件

1 山梨県特定鳥獣(ニホンザル)保護管理計画について

2 山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画について

3 山梨県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画について

四 公聴会に関する問い合わせ先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 一三二 一五二〇)

● 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成十八年十二月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十八年十二月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社フカサワ工業

2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町中川千二百二十五番地の二

3 代表者の氏名 深澤義仁

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八二五二号

四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 被処分者の取締役が刑法(明治四十年法律第四十五号)

第二百四条等の規定に違反し、甲府地方裁判所において懲役刑に処する旨の判決を受け、この刑が確定した。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番